

宇部市教育委員会規則第 号

宇部市立図書館規則（昭和四十五年教育委員会規則第五号）の一部を次のように改める。

平成 年 月 日

宇部市教育長 野 口 政 吾

第十七条中「八冊」を「十冊」、「二冊」を「三冊」及び「二点」を「三点」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年三月一日から施行する。

（参考） 新旧対照表

旧

新

（館外利用の限度）

第十七条 館外利用における貸出冊数等の限度は、館外利用、自動車図書館利用を合わせて、雑誌、視聴覚資料以外の図書資料八冊以内、雑誌二冊以内、視聴覚資料二点以内とし、貸出期間は十四日以内とする。

（館外利用の限度）

第十七条 館外利用における貸出冊数等の限度は、館外利用、自動車図書館利用を合わせて、雑誌、視聴覚資料以外の図書資料十冊以内、雑誌三冊以内、視聴覚資料三点以内とし、貸出期間は十四日以内とする。

○宇部市立図書館規則 抜粋

昭和四十五年七月一日
教育委員会規則第五号

(館外利用の限度)

第十七条 館外利用における貸出冊数等の限度は、館外利用、自動車図書館利用を合わせて、雑誌、視聴覚資料以外の図書館資料八冊以内、雑誌二冊以内、視聴覚資料二点以内とし、貸出期間は十四日以内とする。

2 前項に規定する貸出冊数等は、未返還の図書館資料があるときには、当該未返還の冊数等を控除した冊数等とするものとする。

3 館長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず貸出冊数等若しくは貸出期間を変更し、又は貸出期間中の図書館資料の返還を求めることができる。

(平五教委規則三・追加、平二一教委規則二・一部改正)

(特別資料の貸出)

第十八条 館長は、特に必要があると認めるときは、特別資料を館外において利用させることができる。

2 特別資料の貸出を受けようとする者は、特別資料貸出申込書を館長に提出しなければならない。

(平五教委規則三・追加)

(文庫の設置)

第十九条 館長は、読書の普及及び推進を図るため、貸出文庫(以下「文庫」という。)を設ける。

(平五教委規則三・追加)

以下略

平成29年度・10月実施「いじめアンケート」結果報告

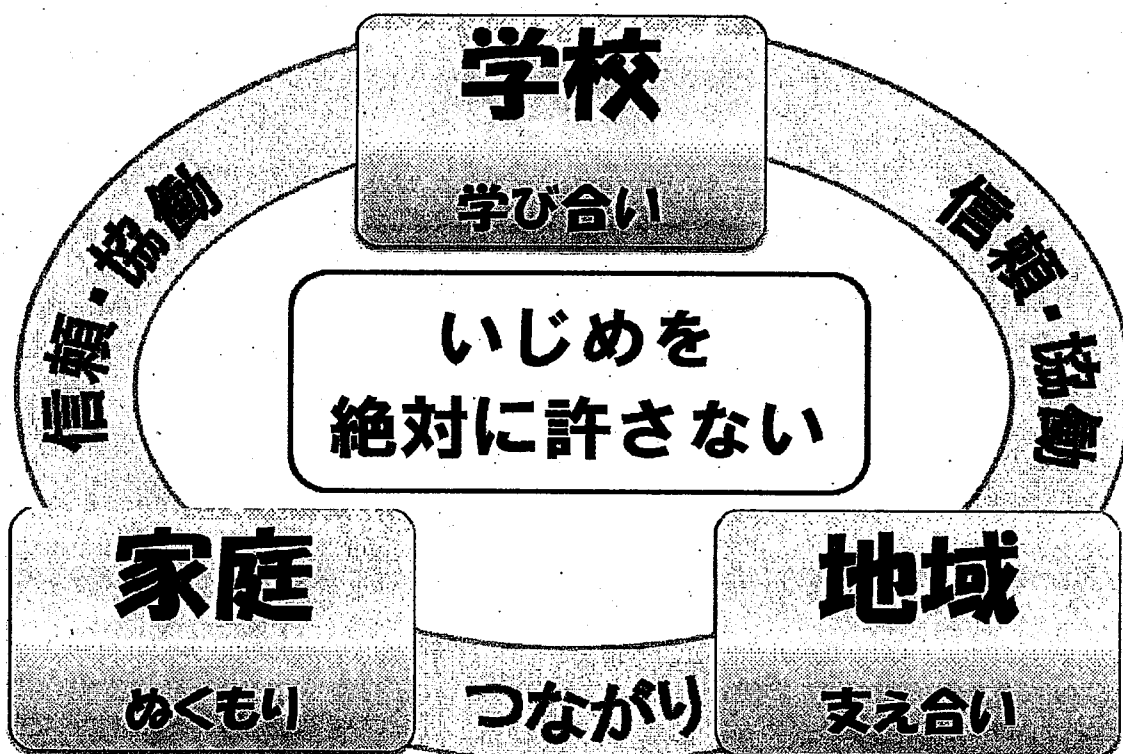
いじめを許さない、いじめのない 学校・地域をめざして

本市では、いじめは「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである」との認識に立ち、市民総がかりによる、学校、家庭、地域が一体となった、いじめを許さない、いじめのない学校、地域づくりを進めています。その取組の一つとして、持ち帰り方式による「いじめアンケート」を実施しています。

このリーフレットは、10月に全小・中学校の児童生徒とその保護者を対象に実施した「いじめアンケート」の主な結果をまとめたものです。

保護者の皆様におかれましては、アンケートの実施に際し、ご協力いただき誠にありがとうございました。

これからも、「宇部市いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題へ対応し、いじめを許さない、いじめのない学校・地域づくりを進めていきますので、家庭、地域におかれましても、学校と連携した取組について、ご協力をお願い申し上げます。



宇部市教育委員会

平成29年(2017年)12月

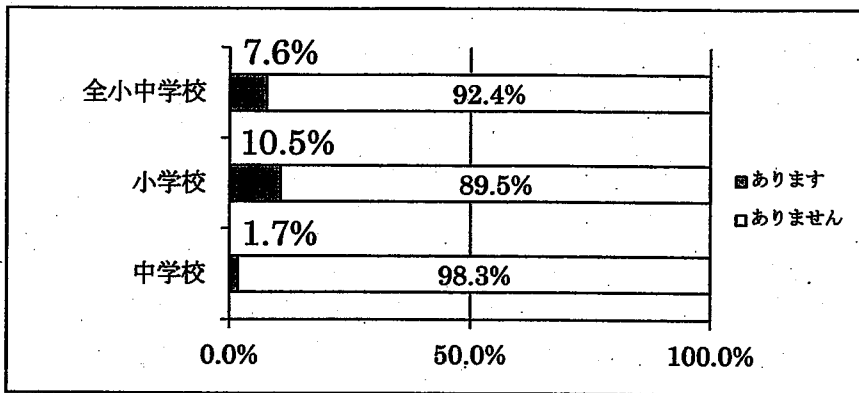
本市の実態～平成 29 年度・10 月実施「いじめアンケート」の結果から～

配布日:10月25日 回答期限:11月6日 対象:宇部市立全小・中学校の児童生徒及びその保護者
集計(回収人数/アンケート配付人数、回収率)

全小・中学生(12,004/12,048人、99.6%) 保護者(11,915人/12,048人、98.9%)
小学生(8,044人/8,084人、99.5%) 中学生(3,960人/3,964人、99.9%)

問1 あなたは、6月のアンケートを終えてからいじめを受けたことがありますか。

(児童・生徒用アンケート)



◎「あります」が、小学生は10.5%(9.5人に1人)、中学生は1.7%(58.8人に1人)になっています。

◎「あります」の中で、小学校低学年(1～2年生)では、約14.3%であり、約7人に1人がいじめを受けたと回答しています。中学校は約1.7%であることから、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うことが重要です。

児童生徒

	あります	ありません
小	842人	7,202人
中	68人	3,892人
全小中	910人	11,094人

保護者

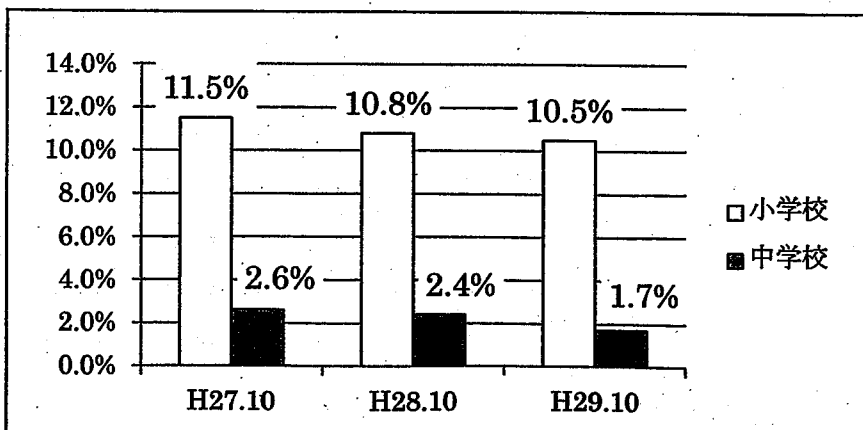
	あります	ありません
小	402人	7,579人
中	77人	3,855人
全小中	479人	11,434人

◎保護者アンケートにより、継続しているいじめを35件(小26件、中9件)発見しており、今後も保護者と連携して早期にいじめを発見し、適切に対応することが重要となります。

問1 で「あります」と回答した児童生徒に対して、学校が聞き取り調査を実施

◎児童生徒、保護者のどちらかが「あります」と回答した、児童生徒すべてに聞き取りを実施しました。その結果、全小・中学校で76人(小学生66人、中学生10人)に対するいじめが継続していることがわかりました。学校は、いじめを受けた児童生徒、いじめていた児童生徒から聞き取りをし、正確な事実確認をした上で指導等を行いました。

☆過去3年間(10月実施)の「いじめアンケート」との比較

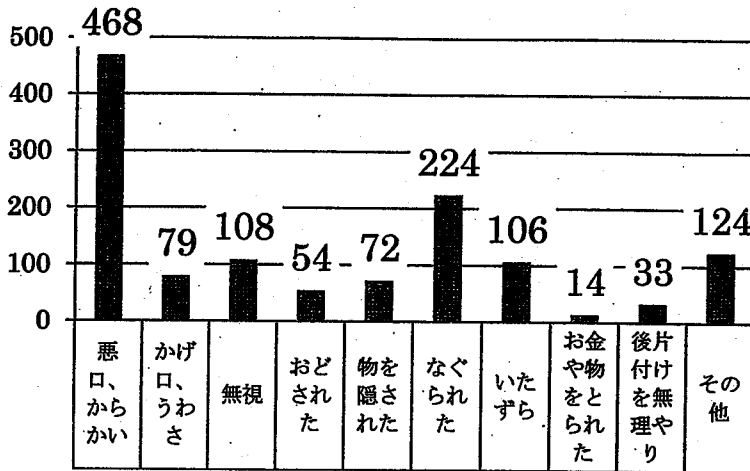


◎「あります」と回答した児童生徒の割合は前年と比べやや減少していますが、しかし、単にいじめが減ったと考えず、隠れたいじめもあることを十分意識して、適切な指導を今後も継続しながら、より確実にいじめを解消していくことが重要です。また、こうした子どもの心の不安を聞いて対応することにより、安心して学校生活を過ごすことができる子どもが増えることにつながると考えます。

問2 (1) どのようないじめを受けましたか。(複数回答)

※児童・生徒用アンケートより

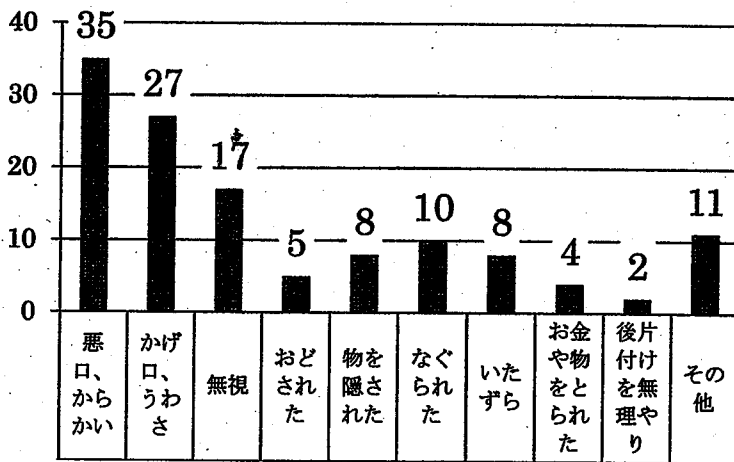
小学校



◎小学校、中学校ともに「悪口、からかい」が最も多くなっており、本市全体の課題です。また、この中には、SNSを使った事案も含まれていると考えられ、今後も学校と家庭が連携して、児童生徒のメディアコントロールおよび言語環境の改善に向けた取組を進めていきます。

◎小学校では、「なぐられた」が2番目に多く、学校においては「いかなる理由があっても暴力は絶対にいけない」という指導を徹底していきます。

中学校

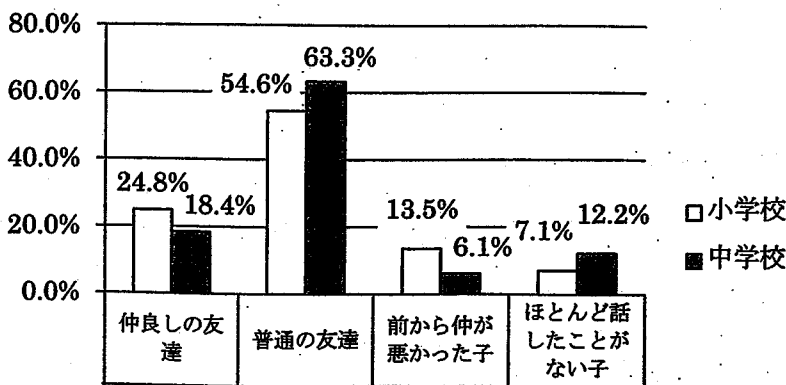


◎中学校では「かげ口、うわさ」が2番目、続いて「無視」が多く、なかなか外からは分かりにくい事案もあります。学校・家庭・地域でしっかり連携し、様々な場面で児童生徒を見守っていくことが必要だと考えます。

◎宇部市いじめ防止基本方針の改定にともない、各学校で制定している「いじめ撲滅に関する宣言」を見直し、児童会や生徒会を中心とした子どもたちの自主的な活動を行って、児童生徒の意識向上に取り組んでいきます。

問4 (4) あなたがいじめた人は、どんな人ですか。

※児童・生徒用アンケートより

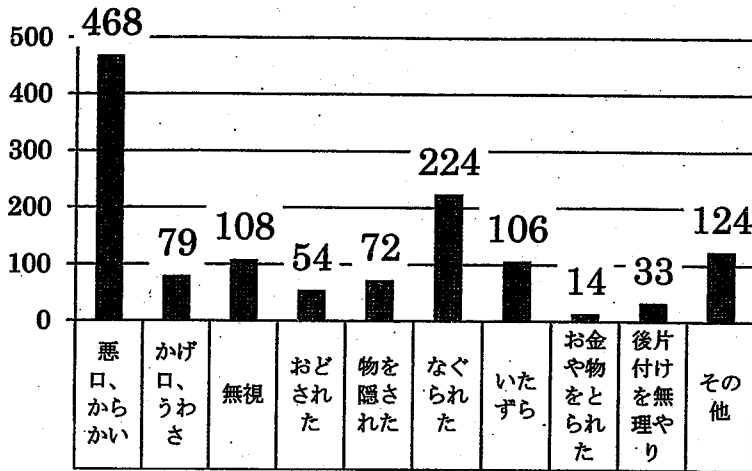


◎いじめの対象については、小学校、中学校ともに、「普通の友達」が209人(小178人、中31人)と多く、続いて「仲良しの友達」90人(小81人、中9人)となっています。特にSNS等を使った仲間内のいじめは発見しにくいので、家庭や地域で「様子(雰囲気)がおかしい」と思うことがあれば、すぐに学校へ情報提供をお願いします。

問2 (1) どのようないじめを受けましたか。(複数回答)

※児童・生徒用アンケートより

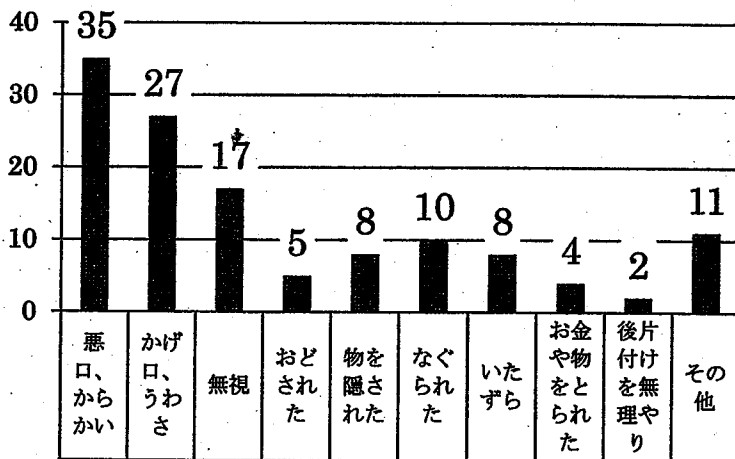
小学校



◎小学校、中学校ともに「悪口、からかい」が最も多くなっており、本市全体の課題です。また、この中には、SNSを使った事案も含まれていると考えられ、今後も学校と家庭が連携して、児童生徒のメディアコントロールおよび言語環境の改善に向けた取組を進めていきます。

◎小学校では、「なぐられた」が2番目に多く、学校においては「いかなる理由があっても暴力は絶対にいけない」という指導を徹底していきます。

中学校

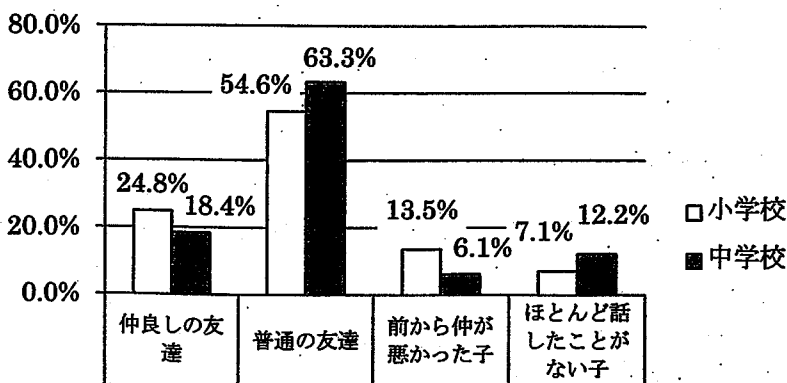


◎中学校では「かげ口、うわさ」が2番目、続いて「無視」が多く、なかなか外からは分かりにくい事案もあります。学校・家庭・地域でしっかり連携し、様々な場面で児童生徒を見守っていくことが必要だと考えます。

◎宇部市いじめ防止基本方針の改定にともない、各学校で制定している「いじめ撲滅に関する宣言」を見直し、児童会や生徒会を中心とした子どもたちの自主的な活動を行って、児童生徒の意識向上に取り組んでいきます。

問4 (4) あなたがいじめた人は、どんな人ですか。

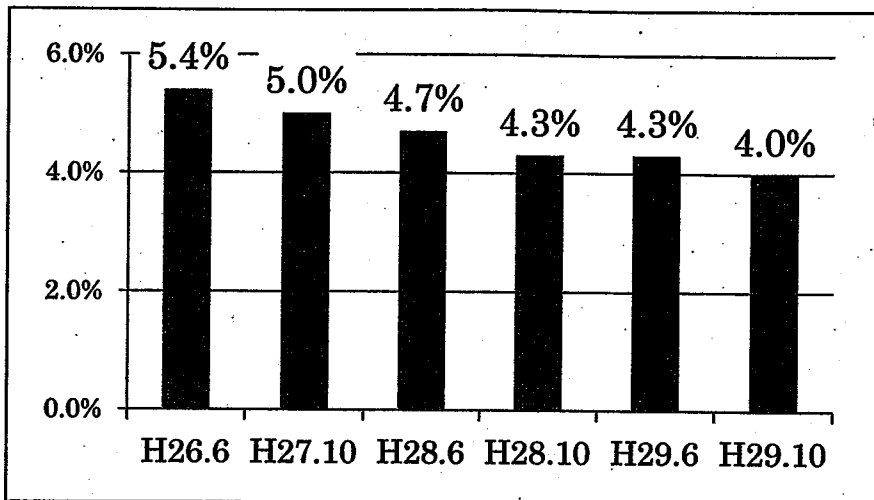
※児童・生徒用アンケートより



◎いじめる対象については、小学校、中学校ともに、「普通の友達」が209人(小178人、中31人)と多く、続いて「仲良しの友達」90人(小81人、中9人)となっています。特にSNS等を使った仲間内のいじめは発見しにくいいため、家庭や地域で「様子(雰囲気)がおかしいな」と思うことがあれば、すぐに学校へ情報提供をお願いします。

問1 あなたのお子さんは、いじめを受けたことがありますか。

☆平成27年～平成29年の比較（保護者用アンケート）



◎本調査では、保護者も対象にアンケートを行っていますが、「いじめを受けています」と回答があれば、児童生徒一人ひとりに聞き取りを行い、いじめの有無を確認しています。今回においても、479人(小402人、中77人)から回答をいただきました。これからも、アンケートに限らず、お子様の様子にお気づきがあれば、遠慮なく学校等へ相談してください。

学校でのいじめ根絶のための取組について

各小・中学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、これを柱としていじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいます。今後も学校は、いじめ根絶に向けて、保護者、地域と連携し、市民総がかりの取組を進めていきます。

- ・ 外部専門家と連携した校内指導体制の確立
 - ・ 生徒指導の充実・強化
 - ・ 担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による教育相談の充実
 - ・ 「学び合い」のある授業づくり
 - ・ 道徳教育、人権教育の充実
 - ・ 集団活動及び体験活動の推進
 - ・ 学校関係者、保護者代表、地域住民代表による、いじめ問題対策会議の開催
 - ・ 年2回の持ち帰り方式のいじめアンケート
 - ・ 週1生活アンケート
 - ・ いじめ撲滅に関する宣言の掲示、唱和
 - ・ 県教委作成 Fit 等の生活アンケート
- など

☆総合教育相談窓口 **ほっとライン**宇部

いじめや不登校のことなど、さまざまな悩みをもつ子どもと保護者のために、相談窓口を開設しています。みなさんからの相談を電話やメール、FAXで受け付けています。

お子様の友人がいじめられているのを見たり、聞いたりしたときもご相談ください。

○連絡先 電話・FAX (0836)33-7830
電子メール kodomo-y@aurora.ocn.ne.jp

○相談受付時間（日・祝日・年末年始を除く）
月曜日～金曜日：8:30～17:00
土曜日：8:30～12:00

☆24時間こどもSOSダイヤル

(やまぐち総合教育支援センター)
電話 0120-0-78310

問い合わせ
学校安心支援室
電話 (0836)34-8630
学校教育課
電話 (0836)34-8611